

議案第26号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市和賀町後藤2地割114番2の一部 外20筆
134,088.14平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

600,000,000円

4 処分する相手方

北上市和賀町後藤2地割112番地1
北上プライウッド株式会社
代表取締役社長 井上篤博

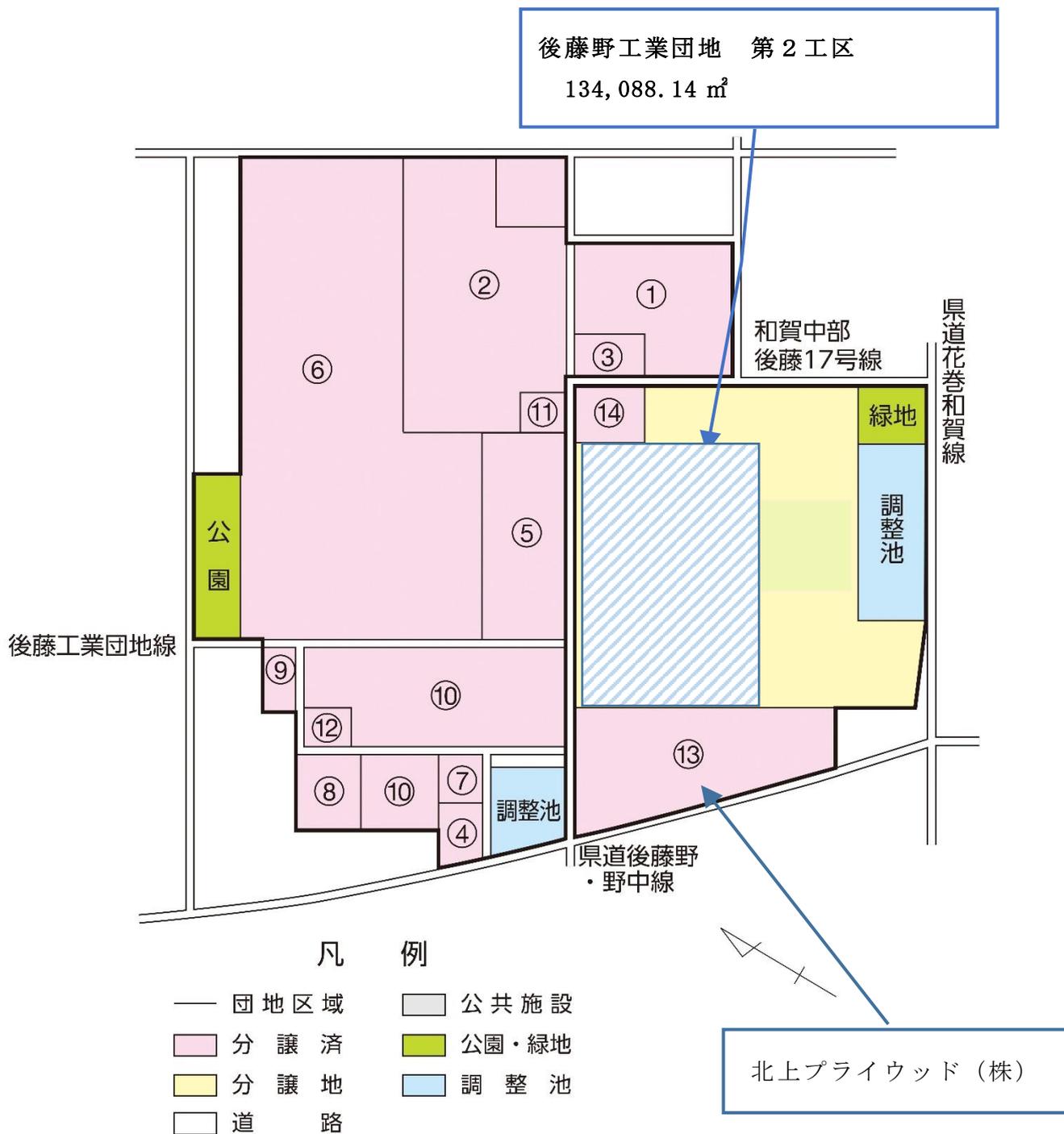
令和4年7月22日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

後藤野工業団地の用地の一部を、北上プライウッド株式会社の事業用地として処分しようとするものである。

【北上プライウッド株式会社 分譲予定区画位置図】



立地企業の概要

1. 会社 の 名称 及び本社所在地	北上プライウッド株式会社 北上市和賀町後藤2地割112番地1
2. 資 本 金	100,000,000円
3. 設 立	平成25年3月4日
4. 代 表 者 氏 名	代表取締役社長 井上篤博
5. 立 地 場 所	北上市和賀町後藤2地割114番2 外
6. 敷 地 面 積	134,088.14㎡
7. 建 物 面 積	約8,140㎡（予定）
8. 事 業 内 容	木材、単板及び合板の製造販売
9. 総 投 資 計 画	約44億円（予定）
10. 従 業 員 計 画	15名
11. 事 業 所 等 の 設 置 理 由	事業拡大のため